

柏市個人情報保護法施行条例骨子（案）に係る意見募集について

1 趣旨

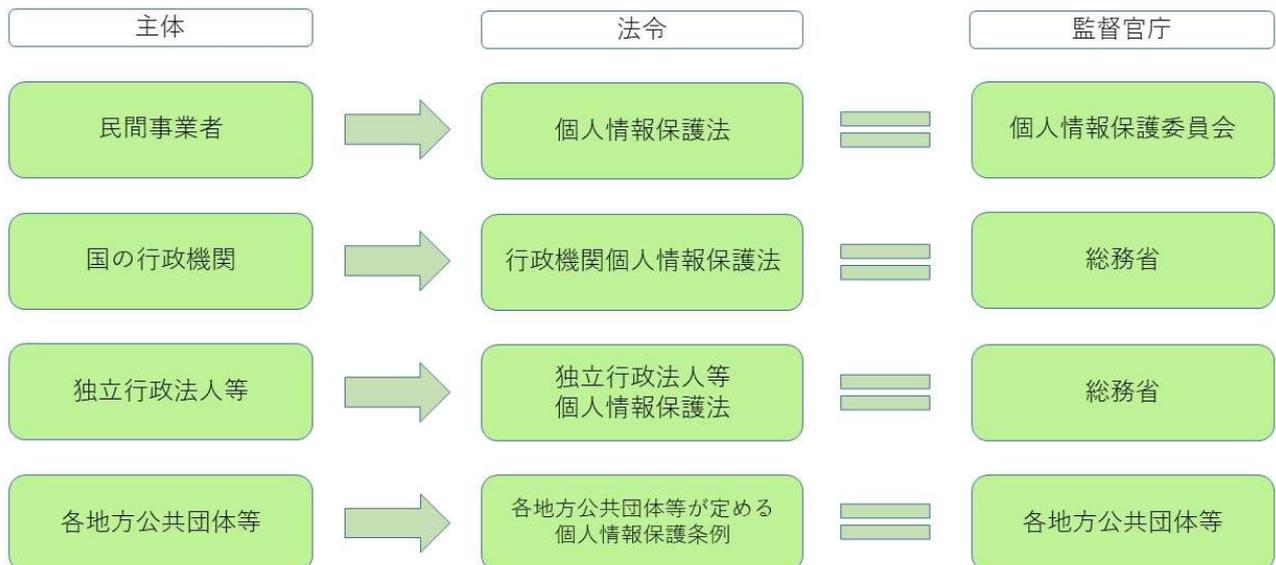
個人情報保護法（以下、「法」といいます。）の改正に伴い、個人情報保護制度の法体系が令和5年4月から一本化されます（以下の2を参照）。柏市では柏市個人情報保護条例を廃止し、新たに柏市個人情報保護法施行条例（以下、「施行条例」といいます。）を制定するため検討を重ねています。

そこで、市民の皆様のご意見を参考にさせていただきたいため、パブリックコメントを実施します。

2 個人情報保護法改正の背景及び目的

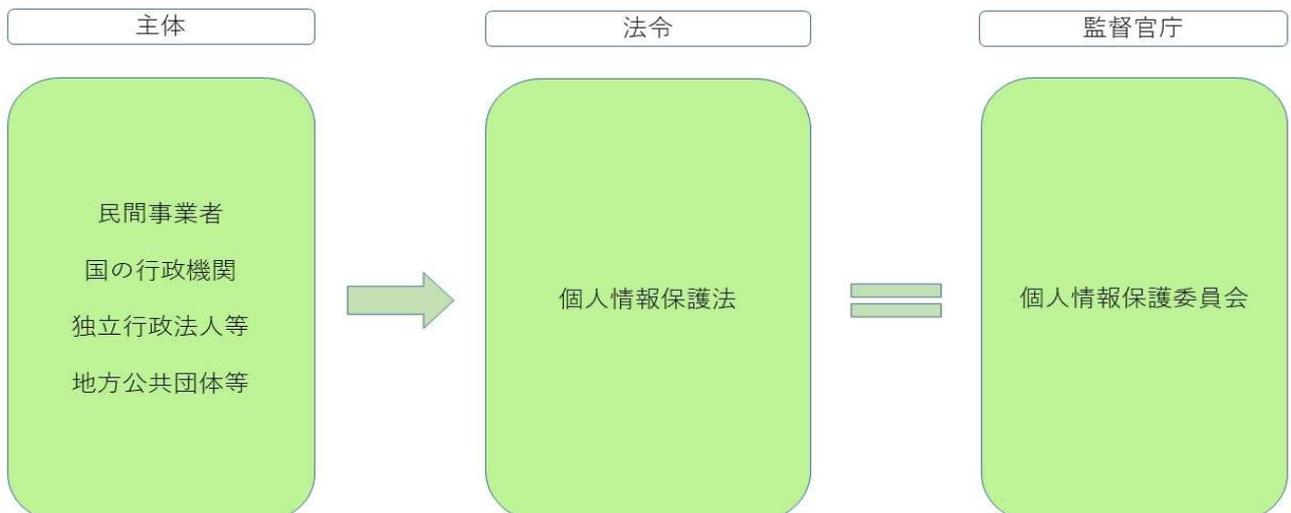
・従来、個人情報保護制度は、個人情報を取扱う主体により、別々の法令等が適用されてきました。

【現行】



・令和5年4月1日以降、改正個人情報保護法が適用され、以下のようになります。

【改正後】



また、法は、デジタル社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大する中で、個人情報保護委員会の監督下において、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするとしています。

3 柏市個人情報保護条例との変更点

令和5年4月より、柏市にも法が適用されることを受けて、現行の条例と比べて以下の相違点が生じます。

(1) 本人取得の原則について

現行の条例では、本市が個人情報を取得する際は、本人の同意があるとき、法令又は条例の規定に基づいて取得するとき等を除き、本人から取得することとしておりますが、法においては、本人から取得する旨の規定がなくなります。

(2) 死者の情報の取り扱いについて

現行の条例では、個人情報について生死の区分はありませんが、法では、個人情報の定義について、「生存する個人に関する情報」と定められています。

ただし、死者に関する情報のうち、当該情報が生存する遺族等の個人に関する情報でもある場合には、個人情報として保護の対象となります。

(3) 個人情報の外部提供やオンライン結合等における審議会の関与について

現行の条例では、利用目的以外の目的のために個人情報を外部へ提供する場合や、外部の電子計算機とオンラインで結合し個人情報のやり取りをする場合は、審議会へ事前に意見を聴取することが義務付けられていますが、法においては、これらについて制限をする規定がなくなります。なお、情報公開制度、個人情報保護制度について調査審議する規定等は残ります。

(4) 個人情報ファイル簿について

現行の条例では、市の実施機関がどのような個人情報を取扱っているか公表する「個人情報取扱事務の届出」の制度を運用しています。

法では、市の個人情報の利用状況について、「個人情報ファイル簿」を作成して公表することを定めています。これに伴い、同様の役割を担っている「個人情報取扱事務の届出」を廃止し、個人情報ファイル簿による公表に変更します。

4 柏市個人情報保護法施行条例の制定

柏市において、法の施行に必要な規定を定めた「柏市個人情報保護法施行条例」を制定し、運用することを予定しています。なお、従来の柏市個人情報保護条例は、令和5年3月末で廃止することを予定しています。

5 法と施行条例との関係について

法で定められた全国共通ルールに基づき、地方公共団体が条例で定めることができるのは、次の事項がガイドラインで国が示しています。

(1) 施行条例で定めることが想定され、委任規定が設けられている事項

- ・ 開示請求手数料（法第 89 条第 2 項）
- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約手数料（法 119 条第 3 項及び第 4 項）

(2) 施行条例で定めることが許容される事項

- ・ 「条例要配慮個人情報」の内容（法第 60 条第 5 項）
- ・ 個人情報取扱事務登録簿（本市においては「個人情報取扱事務の届出」）の作成・公表に係る事項（法第 75 条第 5 項）
- ・ 開示等請求における不開示情報の範囲（法第 78 条第 2 項）
- ・ 開示請求等の手続（法第 107 条第 2 項及び第 108 条）
- ・ 専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの諮問（法第 129 条）
- ・ 単なる内部の手続に関する規律にすぎない事項
- ・ 個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項

以上を踏まえ、施行条例を制定する際は、法において許容される範囲で現行の規定を維持し、個人情報保護の水準を保つよう努めます。